

久留米市地方創生移住支援事業移住支援金交付及びマッチング支援事業要綱

第1章 総則

久留米市は、福岡県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び久留米市地方創生総合戦略に基づき、久留米市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県と共同して行う移住支援事業及びマッチング支援事業を実施する。

第2章 移住支援金

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県をいう。以下同じ。）又は大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。以下同じ。）から久留米市に移住して就業又は起業等しようとする者が第2条に定める対象者要件を満たす場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。）、福岡県移住支援金事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施要綱（以下「県実施要綱」という。）及び法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付金額）

第1条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。また、18歳未満の子どもを帯同して移住する場合は、18歳未満の子ども一人につき100万円を加算する。

（対象者要件）

第2条 次の（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）又は（4）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては（5）の要件を満たす申請者を対象とする。

（1）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

住民票を移す直前（農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前。）の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上、東京圏、名古屋圏又は大阪圏に在住していたこと。

ただし、同条同項第4号の要件に該当する者の申請については、東京圏の在住に限る。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 令和元年10月10日以降に久留米市に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後1年以内（ただし、農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は算定に含めない。）であること。
- ③ 久留米市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。（2人以上の世帯にあつては、世帯員も同様とする。）。

- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び市町村が認める場合を除く。
- ④ その他福岡県又は久留米市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業等に関する要件

(ア) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。
- ② 就業先が、道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ③ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- ④ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて県実施要綱第5-2(1)①に示す対象法人等に就業していること。
- ⑤ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記②の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ⑥ 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。
- ② 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ③ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(ウ) 人材確保困難職種への就職の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 県実施要綱別表1の左欄に掲げる対象職種に応じ、同表右欄に掲げる就職支援サイト又は無料職業紹介所により福岡県内の事業所等に就職していること。
- ② 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

- ③ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ④ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑤ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(エ) 自営での農林漁業への就業の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 県実施要綱別表2に掲げる人材確保支援策を活用した者であること。
- ② 移住支援金の申請日から5年以上、自営での農林漁業への就業を継続する意思を有していること。

(3) 関係人口に関する要件

申請日時点で50歳未満であり、次に掲げる(ア)に該当し、かつ(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 関係人口要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 過去に久留米市に1年以上居住したことがあること。
- ② 申請日以前の直近5年間のうち、久留米市にふるさと納税を2年以上したことがあること。

(イ) 地域の担い手要件として、次のいずれかに該当し、申請日から5年以上継続して就業する意思を有していること。

- ① 久留米市にて農林水産業を営む事業者(国及び地方公共団体を除く)に就業し、週20時間以上の無期雇用で従事している者。
- ② 久留米市にて農林水産業を主たる生業として自ら営む者。
- ③ 申請者の転入前から営まれている家業を承継する者で、以下の全てに該当すること。
 - ア 主たる事業所が久留米市内にあり、申請者にとって3親等内の親族から承継すること。
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業者でないこと。
 - ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(4) 起業等に関する要件

県実施要綱第6に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ)

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年10月10日以降に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第3条 移住支援金の申請者は、申請書(様式1)及び本人確認書類に加え、前条(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)又は(4)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては同条(5)の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

2 移住支援金の申請者は、前項の書類のほか、以下の要件に応じた証明書を提出しなければならない。

(1) 前条(2)の(ア)、(イ)又は(ウ)に該当する場合は就業証明書(就業用)(様式2-1)

(2) 前条(2)(ウ)に該当する場合は、指定の就職支援サイトから申込を行ったことが確認できる書類。なお、介護職への就職の場合は福岡県福祉人材センターが発行した紹介状の写し及び介護施設等との雇用契約書等の写し

(3) 前条(2)の(エ)に該当する場合は支援策活用証明書(様式2-2)

(4) 前条(3)に該当する場合は就業証明書(関係人口用)(様式2-3)

(5) 前条(4)に該当する場合は起業支援金交付決定通知書の写し

(交付決定の通知)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式3)により、当該申請者に通知する。

審査の結果、移住支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(移住支援金の交付)

第5条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第6条 福岡県及び久留米市は、福岡県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、福岡県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(実績報告の省略)

第7条 規則第15条に規定する実績報告については、省くものとする。

(返還請求)

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして福岡県及び久留米市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をしたことが判明した場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に久留米市から転出した場合

(ウ) (就職等の場合(第2条(2)の要件)のみ該当) 移住支援金の申請日から1年

以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に久留米市から転出した場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福岡県と久留米市が協議して定める。

第3章 マッチング支援事業

県実施要綱第5 2 (1) ①(ク)の推薦を受けようとする者が第3章第1条に定める対象者要件を満たす場合に福岡県に推薦することとする。

(対象者要件)

第1条 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 久留米市に本社または事業所がある企業であること。
- (2) 第3期久留米市地方創生総合戦略(令和8年3月策定)第2章(1)各号に示す施策の基本的方向の推進に寄与する者であること。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (4) 福岡県内を就業場所とする週20時間以上の無期雇用契約に基づく求人を行う者であること。
- (5) その他久留米市が推薦の対象として不相当と認めた者でないこと。

(推薦の依頼)

第2条 推薦を受けようとする者は、推薦依頼書(様式4)及び前条の条件を満たすことが確認できる書類を市長に提出しなければならない。

(推薦の決定)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、推薦することが適当と認めるときは、速やかに推薦書(様式5)を当該申請者に交付する。審査の結果、推薦が不相当と認める場合も申請者に通知する。

(推薦の取消)

第4条 市長は、推薦決定を交付された者が次の各号のいずれかに該当する場合は、推薦を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 第1条の要件を満たさないと判明した場合
- (2) 申請の内容に虚偽が判明した場合

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、マッチング支援事業における推薦に必要な事項は、福岡県と久留米市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

また、第2章第1条のまた書き以降については、令和4年4月1日以降に転入した者から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、第2章第1条については、令和5年4月1日以降に転入した者に適用し、同日より前に転入した者については従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、第2章第2条第1項第4号については、令和7年4月1日以降に転入した者に適用し、同日より前に転入した者については従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、令和8年4月1日以後に転入した者について適用し、令和8年4月1日より前に転入した者については、なお従前の例による。